

企 画 総 務 委 員 会

令和8年7月3日

1 議案審査

- (1) 議案第36号 千代田区特別区税条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第37号 千代田区印鑑条例の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第39号 三崎橋補修等工事請負契約について 【資料】
- (4) 議案第40号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について 【資料】
- (5) 議案第41号 電子黒板等の購入について 【資料】
- (6) 議案第42号 避難所環境整備に係る物資の購入について 【資料】
- (7) 議案第43号 区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更について 【資料】
- (8) 議案第44号 区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更について 【資料】
- (9) 議案第46号 清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約について 【資料】
- (10) 議案第47号 五十通り歩道拡幅工事請負契約について 【資料】
- (11) 議案第48号 モバイルバッテリー等の購入について 【資料】

2 報告事項

【地域振興部】

- (1) 祭礼文化の継承に係る区取組について 【資料】
- (2) 千代田区新スポーツセンター基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について 【資料】

【政策経営部】

- (1) 令和7年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて 【資料】
- (2) 富士見二丁目3番地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画（案）への同意について 【資料】
- (3) 千代田区地域防災計画の修正について 【資料】

3 その他

千代田区特別区税条例の一部を改正する条例について

1 税制改正に伴う地方税の改正

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)等の一部改正に伴い、千代田区特別区税条例(昭和 39 年千代田区条例第 37 号)について、所要の改正を行う。

2 主な改正概要

(1)寄附金税額控除の算定に用いる税率の見直しに伴う改正

寄附金税額控除における調整割合について、令和20年度以降の割合が定められたことについて規定整備を行う。

(2)扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正

区民税において、公的年金等受給者の扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲について規定整備を行う。

(3)医療費控除の特例の適用期限の廃止に伴う改正

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限の終期(現行:令和9年度まで)を廃止する。

(4)住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正

区民税における住宅借入金等特別税額控除について、特例の適用期限を5年間(令和 25 年度まで)延長する。

(5)長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期間の延長に伴う改正

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例対象範囲の規定を整備するとともに、適用期限を令和 11 年度(現行:令和8年度)まで延長する。

3 施行予定日

2(1)および(5)に関する規定 令和 10 年1月1日

2(2)から(4)までにに関する規定 令和 9年1月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区特別区税条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第37号 / 地方税法第3条に基づき制定 （寄附金税額控除） 第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定める寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （区民税の申告） 第24条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限	○千代田区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第37号 / 地方税法第3条に基づき制定 （寄附金税額控除） 第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定める寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第18条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （区民税の申告） 第24条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限

る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号並びに第25条の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を	る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)は、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。 3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。 4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。 6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を
--	---

有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最	有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 8 第9条第2号に掲げる者は、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他区長が必要と認める事項を申告しなければならない。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 (1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>)の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最
--	---

後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第37条の9第3項において同じ。</u>)により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め</u>	後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第37条の9第3項において同じ。</u>)により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第25条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限</u>
--	---

るところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しく

る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第37条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者	
2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公的年金等支払者の名称 (2) 公的年金等受給者が、<u>法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) 特定配偶者の氏名 (4) 扶養親族又は特定親族の氏名 (5) その他施行規則で定める事項	
3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定</u>による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは</u>、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>	2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは</u>、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>
4 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。	3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。
5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 付 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の	5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 付 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の

医療費控除の特例) 第3条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （区民税の住宅借入金等特別税額控除） 第3条の5 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5第1項」と、第21条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5第1項」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第	医療費控除の特例) 第3条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （区民税の住宅借入金等特別税額控除） 第3条の5 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の5第1項」と、第21条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の5第1項」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第
---	--

7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (令和6年度分の区民税の特別税額控除) 第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の11において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第18条、第20条から第21条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>、付則第3条の6及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第2項、第36条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第20条の2第2項及び付則第3条の6中「<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>」とあるのは「<u>附則第5条の6第3項又は第4項</u>及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の9第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第3条の9第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 (令和7年度分の区民税の特別税額控除)	7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (令和6年度分の区民税の特別税額控除) 第3条の9 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の11において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第18条、第20条から第21条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5の2第1項</u>、付則第3条の6及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第2項、第36条の5第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第20条の2第2項及び付則第3条の6中「<u>附則第5条の6第2項</u>」とあるのは「<u>附則第5条の6第2項</u>及び第5条の8第6項」と、第36条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の9第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、付則第3条の9第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 (令和7年度分の区民税の特別税額控除)
第3条の12 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第20条から第21条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項</u>、付則第3条の6及び付則第3条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第3条の12 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第20条から第21条の2まで、付則第2条の2の3第2項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5の2第1項</u>、付則第3条の6及び付則第3条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第11条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第11条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同

じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等

じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第1項ただし書、第25条の2及び第25条の3の改正規定並びに付則第3条及び第3条の5第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第20条の2第2項の改正規定並びに付則第3条の6、第3条の8、第3条の9第2項及び第11条の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の千代田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第25条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第25条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の千代田区特別区税条例第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の千代田区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、特別区民税（以下「区民税」という。）の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。

千代田区印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)」の施行に伴い、令和 8 年 6 月 14 日から個人番号カードの機能を内包した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が開始された。

それに伴い、当該カード等においても多機能端末機での印鑑登録証明書の申請等(コンビニ交付サービス)の利用を可能とするため、規定を整備する必要がある。

2 改正内容

- (1) 多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等の対象について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加える。
- (2) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため、規定を整備する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表

○千代田区印鑑条例

新（改正後）	旧（現 行）
（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等） 第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された千代田区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等） 第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（千代田区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された千代田区又は民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

三崎橋補修等工事請負契約について

政策経営部 契約課

1 工事場所

千代田区飯田橋三丁目11番先～千代田区神田三崎町三丁目 9 番先

2 工事概要

【施工概要】

昼夜間施工

施工延長 31.2m

【内容】

塗装塗替工、支承取替工、縁端拡幅取替工、ひび割れ補修工、橋台補修工
パラペット取替工、伸縮装置取替工、親柱撤去・復旧工、舗装打換工

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和10年 7 月31日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（2 者 J V または単体）

5 入札結果

6 月 1 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ショーボンド建設株式会社 東京支店	693,000,000円	落札
鉄建建設株式会社 東京支店	818,400,000円	
前田建設工業株式会社 東京建築支店	辞退	

予定価格（事後公表） 899,512,900円（税込）

6 契約の相手方

東京都江東区南砂二丁目 2 番 1 7 号

ショーボンド建設株式会社 東京支店

支店長 大矢 茂

入札参加資格要件

1	○建設共同企業体（２者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加 ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要 ○登録業種は「一般土木工事」であること （１）建設共同企業体（２者構成）の場合 （第一順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA格であること ③ 令和３年４月１日から令和８年３月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第１順位）で完成させた一般土木工事の実績（契約金額４億6,800万円以上）を１件以上有すること ④ 出資割合は、50%を下回らないこと （第二順位の構成員） ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA・B・C格のいずれかであること ③ 出資割合は、30%を下回らないこと （２）単体事業者の場合 ① 本店又は支店等が東京23区内にあること ② 共同格付がA格であること ③ 令和３年４月１日から令和８年３月31日の間に、元請（建設共同企業体受注の場合は第１順位）で完成させた一般土木工事の実績（契約金額４億6,800万円以上）を１件以上有すること
2	地方自治法施行令第167条の４の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き２年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
7	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
8	下請金額が建設業法第24条の８第１項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

災害対策用備蓄物資（食料）の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
ライスクッキー	7,008	食
ビスケット	89,220	食
レトルトご飯	10,650	食
アルファ化米	10,200	食
アルファ化米【白がゆ】	1,850	食
主菜（魚）	44,050	食
主菜（野菜）	50,650	食
主菜（牛肉）	44,664	食

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日

4 入札結果

6 月 2 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
株式会社清水商会 東京支店	123,350,128 円	落札
富士防災設備株式会社	124,295,930 円	
株式会社渡辺武商店	124,984,222 円	
シノハラ防災株式会社	126,402,430 円	
株式会社河本総合防災 東京支社	130,876,790 円	
有限会社三章堂	辞退	

5 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目24番1号カスタリアお茶の水
株式会社清水商会 東京支店
支店長 清水 竜也

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること 登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内又は近隣区内にあること
2	地方自治法施行令第167条の4の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き2年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
6	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

災害対策用備蓄（食料）の備蓄状況・入替サイクルについて

1 備蓄物資の備蓄状況及び今後の入替計画

(1) ライスクッキー

保存期間：5年 備蓄期間4年

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	134,112	29,772,864	222
令和5年度	14,016	3,363,840	240
令和6年度	48,048	11,771,760	245
令和7年度	139,200	36,748,800	264
合計	335,376		

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	134,112	7,008
令和9年度	14,016	631
令和10年度	48,048	2,162
令和11年度	139,200	6,264
合計	335,376	16,065

(2) ビスケット 令和8年度から備蓄予定

保存期間：5年 備蓄期間4年

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
合計			

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	-	89,220
令和9年度		13,385
令和10年度		45,886
令和11年度		132,936
合計		281,427

(3) レトルトご飯 令和8年度から備蓄予定

保存期間：7年 備蓄期間6年

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
合計			

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	-	10,650
令和9年度		16,175
令和10年度		43,425
令和11年度		28,800
合計		99,050

(4) アルファ化米

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	22,100	5,525,000	250
令和5年度	32,350	8,993,300	278
令和6年度	86,850	25,186,500	290
令和7年度	57,600	16,992,000	295
合計	198,900		

保存期間：5年 備蓄期間4年

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	22,100	10,200
令和9年度	32,350	16,175
令和10年度	86,850	43,425
令和11年度	57,600	28,800
合計	198,900	98,600

(5) アルファ化米（白がゆ）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	1,900	437,000	230
令和5年度	450	114,750	255
令和6年度	4,100	1,086,500	265
令和7年度	3,600	1,008,000	280
合計	10,050		

保存期間：5年 備蓄期間4年

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	1,900	1,850
令和9年度	450	450
令和10年度	4,100	4,100
令和11年度	3,600	3,600
合計	10,050	10,000

(6) 主菜（魚）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	44,000	19,360,000	440
令和5年度			
令和6年度	5,500	2,608,500	470
令和7年度	17,950	9,154,500	510
合計	67,450		

保存期間：5年 備蓄期間4年

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	44,000	44,050
令和9年度		
令和10年度	5,500	5,500
令和11年度	17,950	17,950
合計	67,450	67,500

(7) 主菜（野菜）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	48,500	21,340,000	440
令和5年度			
令和6年度	11,450	5,381,500	470
令和7年度	8,950	4,564,500	510
合計	68,900		

保存期間：5年 備蓄期間4年

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	48,500	50,650
令和9年度		
令和10年度	11,450	11,450
令和11年度	8,950	8,950
合計	68,900	71,050

(8) 主菜（牛肉）

備蓄状況			
	数量：食	税抜額：円	単価：円
令和4年度	43,344	19,938,240	460
令和5年度			
令和6年度	8,472	4,363,080	515
令和7年度	14,328	7,808,760	545
合計	66,144		

保存期間：7年 備蓄期間6年

入替計画		
	回収予定数	購入予定数
令和8年度	43,344	44,664
令和9年度		
令和10年度	8,472	8,472
令和11年度		
合計	66,144	67,464

電子黒板等の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
電子黒板	23	台
スイッチャー：23 式、スライドレール：2 式、配線キャリーシステム：2 式、HDMI ケーブル：23 本、F 型レール：2 セット 他	1	式

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和 8 年 8 月 31 日

4 入札結果

5 月 29 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ジャンボ株式会社	37,840,000 円	落札
有限会社三章堂	42,175,100 円	

5 契約の相手方

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 1 号

ジャンボ株式会社

代表取締役 竹内 康

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること 登録業種は「事務機器・情報処理用機器」又は「学校教材・運動用品・楽器」であること 本店又は支店等が千代田区内又は近隣区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
6	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと

参考

現在使用している電子黒板は、平成 30 年度の改築時に設置されたものであり、令和 2 年度に他校に設置された機器よりも老朽化が進んでいる。近年は故障が頻発し、修理部品の製造も終了していることから、授業運営への支障が顕在化する前に更新を行う。

	購入品目	単価	台数	計
平成 30 年度	電子黒板付平面ホロー黒板	1,240,000	17	21,080,000
	電子黒板付平面ホロー黒板（五線入）	1,260,000	1	1,260,000
	電子黒板付平面ホロー白板	1,270,000	5	6,350,000
			23	28,690,000
		単価	台数	計
令和 8 年度	スライド式大画面電子黒板 （スイッチャー、HDMI ケーブルの付属品含む）	900,000	23	20,700,000

避難所環境整備に係る物資の購入について

政策経営部 契約課

1 購入品目

品 名	数 量	単位
避難所用テント型間仕切り（2 人用）・目隠しシート	1,200	セット
避難所用簡易ベッド	1,200	台

2 契約方法

公募制指名競争入札による契約

3 納入期限

令和 8 年 12 月 25 日

4 入札結果

6 月 2 日開札

業者名	入札金額（税込）	結果
ロイヤル防災株式会社 東京支店	26,796,000 円	落札
株式会社渡辺武商店	27,852,000 円	
株式会社河本総合防災 東京支社	28,776,000 円	
有限会社三章堂	辞退	

5 契約の相手方

東京都千代田区神田小川町三丁目 2 4 番 1 号カスタリアお茶の水

ロイヤル防災株式会社 東京支店

取締役支店長 清水 博

入札参加資格要件

1	東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること 登録業種は「警察・消防・防災用品」であること 本店又は支店等が千代田区内又は近隣区内にあること
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと
6	千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと